

都市計画課における手続き等について

都市計画課が所管する申請や相談等については、次のとおり対応させていただきます。

1. 申請及び届出等(以下、申請等)について

(1) 申請等の対象

No.	種類
1	開発許可関係に基づく申請及び届出等 ※館林市開発事業指導要綱に基づく事前協議も含まれます。 <u>※ただし、手数料が発生するものは除きます。</u>
2	風致地区に基づく申請及び届出等
3	地区計画に基づく申請及び届出等
4	都市計画施設区域内での建築行為に係る許可申請 (都市計画法第 53 条)
5	都市計画事業区域内における建築等行為の制限(都市計画法第 65 条)
6	国土利用計画法に基づく届出
7	駐車場法に基づく届出
8	都市再生特別措置法に基づく届出(館林市立地適正化計画関係)
9	その他

(2) 申請等の郵送対応について

都市計画課への申請等は、これまで窓口での申請等を原則としておりましたが、「郵送」等による申請等を受付けいたします。

なお、郵送等の前に事前に都市計画課へ電話連絡をいただき、郵送等による申請等で支障がないと判断できる申請等に限定させていただきます。

※ 郵送等による申請の注意点

- 申請書等は「信書」に該当しますので、信書便を扱うサービスをご利用ください(例：日本郵便(株)による定形郵便、定形外郵便、レターパック等)。
- 定形郵便や定形外郵便による場合は、必ず「書留又は簡易書留」として配達状況を追跡できる方法としてください。
- 日付など、記載漏れにもご注意ください。
- 許可証や副本等の返却も郵送にて行います。返信先を記載した、受取を記録することができる返信用の封筒等(書留郵便分の切手を貼付した封筒又はレターパックプラス等)を同封してください。

2. 電話及びメールでの相談対応について

これまで同様、用途地域照会及び開発相談等につきましても電話、FAX 及びメールでの相談をご利用いただきますようお願いいたします。

電話：都市計画課計画指導係 0276-47-5149

FAX：0276-72-8871

Mail：toshikei@city.tatebayashi.gunma.jp

- ※ 市の HP (<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/li/jigyousya/050/index.html>)を参考にご覧ください。
- ※ 都市計画(市街化区域、市街化調整区域、風致地区、都市計画道路区域、用途地域、地区計画区域等)については、市 HP の「都市計画図」により確認することができます。

3. 都市計画課窓口体制

今後、新型コロナウイルス感染拡大により業務継続が困難となる事態を防ぐため、職員の数を減らして窓口対応することになった場合、お待たせすることもございますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

4. お問い合わせ先

都市計画課	計画指導係	0276-47-5149
	都市再生推進係	0276-47-5150
	施設計画係	0276-47-5111